

平成26年度

第1回 宇都宮市子ども・子育て会議

「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の構成イメージ等

について

平成26年7月1日

宇都宮市

子ども部 保育課



「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の構成イメージ (現時点における案)

第1部 総論**第1章 計画の概要**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け

- ・子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、同法第60条に規定する国の基本指針に即し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、本市の子どもと子育て家庭を総合的に支援するための計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の基本施策に掲げる「保育サービスの充実」や「家庭や地域における子育て支援」等に係る事業等を計画的に供給するための計画として位置づけます。

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」

本市の子どもと子育て家庭を、出生から自立に至るまで、一貫性・継続性のある支援を推進するための計画

「(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」

幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を計画的に提供するための計画

3 計画の期間

- ・平成27年度～平成31年度（5年間）

4 計画の策定体制

- ・「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」等の実施
 - ・「宇都宮市子ども・子育て会議」における意見聴取
 - ・市民からの意見募集のため、パブリックコメントの実施
- について示します。

第2章 これまでの取組に関する評価と課題

- 1 子ども・子育てを取り巻く社会状況等
- 2 本市の子ども・子育て支援事業の実施状況
- 3 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要
- 4 課題の総括

第2部 施策の推進

第1章 計画の基本的な方向性

・本計画のビジョンや、家庭・地域・事業者・行政（市町村・都道府県）の連携について示します。

- 1 幼児期における学校教育・保育の供給体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方
- 2 子ども・子育て支援にあたっての関係者との連携・協働について

第2章 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び供給体制の確保方策【必須記載事項】

- 1 教育・保育の提供区域について

・教育・保育の提供区域について示します。

A区域	B区域	C区域	D区域	・・・
区域の範囲	区域の範囲	区域の範囲	区域の範囲	・・・

地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。

イメージ

2 量の見込み，供給体制の確保内容・実施時期について

・設定した区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」について示します。

【A区域】

平成27年度						平成28年度					平成29年度
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		幼児 教育 希望	左記 以外	0 歳	1・2 歳		幼児 教育 希望	左記 以外	0 歳	1・2 歳	
量の見込み						量の見込み					量の見込み
認定こども園化促進分※						認定こども園化促進分※					認定こども園・・・
確保 方策	特定教育・保育施設					特定教育・保育施設					特定・・・
	(確認を受けない幼稚園)					(確認を受けない幼稚園)					(確・・・)
	特定地域型保育事業					特定地域型保育事業					特定・・・
過不足						過不足					過不足

【B区域】

- ・
- ・
- ・

区域ごとに、「量の見込み」（現在，暫定値を提示）を分割します。

各区域の「量の見込み」に対応する、「確保方策」を定めます。（施設への意向調査を反映）



第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び供給体制の確保方策【必須記載事項】

1 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

- 地域子ども・子育て支援事業（※1）の提供区域について示します。

事業名	提供区域
妊婦に対する健康診査	区域の数や範囲
乳児家庭全戸訪問事業	区域の数や範囲
養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業	区域の数や範囲
•	•
•	•
•	•



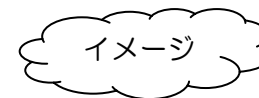
各事業の特性等を踏まえ区域設定を行います。
(事業の特性等によっては全市1区域となります)

(※1)

- ①妊婦に対する健康診査 ②乳児家庭全戸訪問事業 ③養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業
 - ④地域子育て支援拠点事業 ⑤利用者支援事業 ⑥一時預かり事業 ⑦子育て援助活動支援事業
 - ⑧子育て短期支援事業 ⑨時間外保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業
 - ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が新制度に参入することを促進するための事業
- (ただし、⑫・⑬については、区域の設定を行わない事業)

2 量の見込み、供給体制の確保内容・実施時期について

- ・事業ごとに「量の見込み」と「確保方策」について示します。



①妊婦に対する健康診査

【a区域】

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	〇〇人	〇〇人	・・・	・・・	・・・
確保方策	実施体制 〇人 実施機関 〇〇 ・ ・	実施体制 〇人 実施機関 〇〇 ・ ・	・・・	・・・	・・・

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容【必須記載事項】

- ・認定こども園の普及の背景や必要性をはじめ、幼児期の学校教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保などについて示します。

- 1 認定こども園の普及に対する考え方
- 2 幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割及び推進方策
- 3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
- 4 幼保小連携，3歳未満児に係る取組と3歳以上児に係る取組の連携

第5章 関連施策の展開【任意記載事項】

- ・①産休・育休明けにおける教育・保育施設等のスムーズな利用
- ②児童虐待防止対策の充実，ひとり親家庭の自立支援の推進，障がい児等に対する施策の充実
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

について示します。

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第6章 計画の総合的な推進体制

- 1 計画の周知と啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 計画の点検・評価等の公表及び施策への反映

資料編

- ・国の基本指針や「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果などについて転載します。

基本指針の概要

(内閣府作成資料一部抜粋)

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)

→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

平成26年度前半
後半～
平成27年4月(予定)

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

◎関連施策との連携

・子ども・子育て支援新制度は、

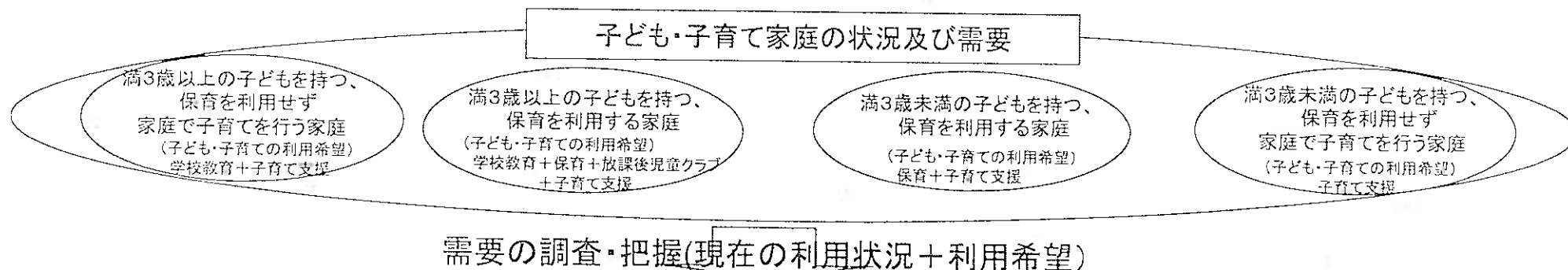
・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。

・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。

→これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 ・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
 例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携